

平成24年度中小企業組合検定試験

【組合制度】解答

第1問

(設問1)

(解答例)

中小企業の協同組合は、経営資源の調達に困難性を有する中小企業者・創業者が、公正な経済活動の機会の確保を目的に組織した人的結合体である。この目的を達成するため相互扶助の精神に基づく共同事業により、組合員に奉仕することが期待されている。

一方、株式会社は営利を目的とする資本的結合体であり、出資者である株主に対して配当・株価上昇などで金銭的に報いることが期待されている。

以上の基本的な違いから組合と会社には次のような相違点が存在する。

①組合員の加入脱退は自由である。②議決権・選挙権は出資の多寡にかかわらず1人1票である。③利益の配当は主に事業を利用した分量に応じて行い、出資に対する配当は制限される。④組合員に直接奉仕することを目的としている。⑤組合員以外の者の事業利用は制限されている。⑥組合員1人当たり出資口数は制限されている。

(設問2)

(解答例)

中小企業組合の理事の職務執行適正化のための基本的な仕組みは、組合員が総会で収支予算・事業計画を決め、その範囲内で理事会が業務執行の意思決定をし、それに従って理事が職務執行するところに特徴がある。つまり、組合員が決めたことを理事が実行する仕組みになっているのである。

この基本の下に、一般組合に適用される職務執行適正化策は主に次のとおりである。①組合員単独でできるもの…理事による組合の目的外の行為等不適正な行為を発見したら理事会を招集でき意見陳述もできる。理事会議事録の閲覧も単独で可能である。②少数組合員権として行使できるもの…改選請求、総会招集請求、会計帳簿の閲覧請求等が少数組合員権として規定されている。③理事として為すべきもの…自己契約等、理事と組合の取引は理事会承認が必要である。また、理事には組合に損害が発生する事実を発見した場合、組合員に報告する義務が課されている。

第2問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
B	D	M	L	E	S	T	H	Q	P

第3問

(設問1)

(解答例)

自由脱退は、組合員の意思表示のみにより成立し、組合の承諾を必要としないが、予告期間を設け事業年度末に脱退すると規定している。この理

由は自由脱退を随時認めると脱退により組合財政が不安定になり、事業計画の遂行に支障をきたす恐れがあるからである。

(設問 2)

(解答例)

組合は利益を上げて、それを組合員の出資に応じて利益分配することを目的とする事業体ではない。組合の共同経済事業、教育事業等を通じて組合員の自主的経営活動に対して直接的な奉仕をし、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とするものである。

(設問 3)

(解答例)

代理議決は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項について行うことができ、総会の出席者とみなされる。代理人の範囲は、その組合員の親族、使用人、他の組合員に限られ、代理できる人数は 4 人まで、などの一定の制限がある。

(設問 4)

(解答例)

監事は、監査を通じて理事の職務を監督する地位にある。一方、理事・使用人は、一体となって組合の業務を遂行する立場にある。監事がこの両方の立場を兼務することは、自分の職務を自分で監督するという矛盾が生じ、適正な業務遂行を阻害することになる。

(設問 5)

(解答例)

理事会の招集は、1 週間前に通知を発することが原則である。しかし、理事全員が開催に同意すれば招集手続きを経なくてもよい。招集手続きなく過半数の理事が集まっても理事会にはならないが、理事全員が招集手続の省略に同意していれば理事会と認められる。

(設問 6)

(解答例)

出資持ち口数を無制限に認めると、組合員の権利の平等の原則が崩れたり、持ち口数の多い組合員の脱退により組合事業の遂行に支障が生じたりする恐れがある。そのため組合が最低 4 人で設立できる点を考慮して 100 分の 25 を超えてはならないとしたのである。

第 4 問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	○	×	×	○	○	○	×	○	×